

Vol.2 No.11 2006年1月

低温プラズマ灰化装置を導入しました！！

アスベスト分析は、一定形状の繊維状物質をカウントする手法によることから有機繊維の混入が分析の大きな妨げとなります。特に大気中のアスベスト測定では、周辺環境に存在する大量のホコリ等が、アスベスト繊維の顕微鏡による確認を妨害することがあります。そこで当社は、アスベスト分析の精度を向上させる為、低温で有機繊維を除去する『低温プラズマ灰化装置』をいち早く導入し、アスベスト分析の信頼性を更に向上させました。

アスベスト解体等作業の届出が変わります

(平成 17 年 12 月 21 日 環境省 政令第 378 号
環境省 省令第 34 号)

昨年 12 月に大気汚染防止法施行規則の一部が改正されました。改正内容は特定粉じん排出等作業に関わる記載です。

現在規制のある建築材料『吹付け石綿』に加え、『石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆』が追加されました。

また、特定建築材料が使用されている建築物の解体、改造および補修等の作業においても規制がかかるようになります。

この政令改正と同時に大気汚染防止法施行規則の改正の省令も公布されました。変更内容は特定粉じん排出作業を行う際の表示方法（作業の届出、代表者、実施機関、方法、現場責任者等）

また、アスベスト除去用エアフィルタの規格が『放射性エアゾル用高性能エアフィルタ』から『HEPA フィルタ』に変更され、作業の内容も『除去する場合』から『掻き落とし、切断、又は破碎により除去』と変更されました。届出書の書式も同時に変更されました。

これらの政令・省令は、平成 18 年 3 月 1 日より施行されます。

弊社は、作業者の健康と安心・安全確認の為の一般作業場等の石綿粉じんの濃度測定や管理対策等のアドバイス。建築物等の解体撤去作業等における断熱材・建材中の材料分析や作業時の環境測定。その他幅広い環境問題の解決でお客様を強力にサポート致します。

環境全般に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

労働衛生コンサルタント 菅野武彦・中田弘一

～ トピックス ～

J-Moss が制定されました

(平成 17 年 12 月 21 日 経済産業省)

昨年 12 月 21 日、日本工業規格に『電気・電子機器の特定の化学物質含有表示 (J-Moss : JIS C 0950)』が新たに制定されました。

近年の RoHS 指令に対応した表示方法の規格です。RoHS 指令と同様の『鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)およびポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)』の 6 物質についてその含有の有無を電気製品に表示をすることとなります(下図)。

表示対象製品は、家電 6 品目とパソコンをあわせて 7 品目となります。



業務内容

調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・環境アスベスト）
プラント・工事・メンテナンス部門（排水処理・用水処理・各種メンテナンス）
水処理薬品部門（ホウ酸・空調・化学洗浄関連薬品他）
環境保全機器部門（滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他）



本社は環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2000の認証取得事業所です